

太田市私立幼稚園等運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉の増進のため、市内に所在する私立の幼稚園（認定こども園であるものを除く。）又は認定こども園（以下「私立幼稚園等」という。）の設置者に対して太田市私立幼稚園等運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。
- (2) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（幼稚園から移行したものに限る。）及び同法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設（保育所等を除く。）をいう。

(補助対象)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内にある私立幼稚園等における事業運営費（人件費、研修費、管理経費、施設整備費、設備関係費及び借入金返済費）とする。ただし、平成17年度については、木崎町幼稚園を除く。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の表により算定した額とする。この場合において、園児割及び職員割については、当該年度の5月1日現在の園児数及び職員数による。

種別	対象	金額
(1) 施設割	私立幼稚園等のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設であるもの	1施設当たり年額300,000円以内
	上記以外の幼稚園等	1施設当たり年額500,000円以内
(2) 園児割	3歳児（1号認定の満3歳児	1人当たり年額9,500円以内

	を含む。) (太田市在住の園児に限る。) 4歳児及び5歳児 (太田市在住の園児に限る。)	1人当たり年額8,500円以内
(3) 職員割	常勤 (常勤的非常勤を含む。) の保育教諭 (幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれか一方のみを有する者を含む。) 及び常勤事務職員	1人当たり年額40,000円以内
(4) 償還金割	群馬県私学振興会、日本私立学校振興・共済事業団又は独立行政法人福祉医療機構へ申し込んだ借入金に係る償還額	5年間を限度に償還額を限度とし年額2,000,000円以内
(5) 特別補助	学校教育法附則第6条の規定により設置されている園	年間300,000円以内
(6) 預かり保育事業割	預かり保育時間 午後5時まで 午後5時30分まで 午後6時以降まで	年額200,000円以内 年額300,000円以内 年額400,000円以内
(7) 特色ある子育て支援事業割	特色ある子育て支援事業 (預かり保育事業割を受ける園については1事業のみ、預かり保育事業割を受けない園については2事業以内を対象とする。)	1事業当たり年額100,000円以内
(8) 障がい児割	重度障がい児 (太田市在住の園児に限る。) ① 身体障害者福祉法施行規則 (昭和25年厚生省令第15号) に規定する身体障害者障害程度等級表の1級	1人当たり月額74,000円

	<p>から6級までのいずれかに該当する園児</p> <p>② 特別児童扶養手当の認定を受けている園児</p> <p>③ 療育手帳の交付を受けている園児</p>	
	<p>軽度障がい児（太田市在住の園児に限る。）</p> <p>上記以外の園児で、専門的知見を有する者による意見提出等により特別な支援を要していると判断できる園児</p>	1人当たり月額37,500円
(9) 認定こども園割	認定こども園の認定を受けた日から1年以内のものについて加算する。	年額650,000円
(10) 施設機能強化割	施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組を行った幼稚園（子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設でないものに限る。）	当該取組に要した費用の額（防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育の提供に当たって通常に要する費用は除き、その総額が159,500円以上のものに限る。）。ただし、年額160,000円を上限とする。

2 補助金は、予算の範囲内において交付する。

（書類の整備等）

第4条 補助対象事業を実施する者は、補助対象事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

（その他）

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年12月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により補助金の交付を受けた私立幼稚園等については、第4条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行し、改正後の第3条の規定は平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行し、改正後の第3条の規定は平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行し、改正後の第3条の規定は平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。